

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 令和4年8月17日(水)
午後1時30分から午後2時44分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 15名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 7 会長あいさつ
- 8 報告事項

(1) 各チームの現況報告について

ICTチーム長 片岡議員：資料に基づき説明

【質疑】

質疑なし

(2) その他

関戸会長：行政視察について資料に基づき説明

大野議員：岩倉市議会は視察を控えているのだから、受入れも控えてはどうか。今は感染者が非常に多い。

木村議員：同様に考える。ただ、11月ともなれば状況はまた違うだろうとも思う。ただ、10月27日は常任委員会の予定日でもあるが、こういう日は控えるべきでないか。

関戸会長：では、予定が入りそうなところはお断りする。

榊谷議員：11月8日は小牧岩倉衛生組合の行政調査の予定では。

大野議員：決まっているものは仕方がないが、今後については。

関戸会長：視察の受入れ判断基準を定めているので、制約することは難しいと考える。緊急事態宣言やまん延防止措置が出ていない限り、受け入れると定めている。申し込まれた時点で制御していくという形で良いか。

須藤議員：この表の中に執行機関で対応する視察も入っているが、わかりにくいので省いてほしい。

宮川議員：宣言が出ていないとは言え、政治的な判断で議論されている部分があるので、受入に関しては、Zoomを活用してはどうか。

9 協議事項

(1) ふれあいトーク（議会サポーターとの意見交換会）記録書について

関戸会長：持ち帰っていただき、何かあれば事務局まで。

(2) ふれあいトークの開催について

関戸会長：サポーターとの意見交換会を10月18日(火)午後7時、22日(土)午前10時でどうか。

(異議なし)

- ・10月18日(火)水野、堀、榊谷、大野、梅村、井上、谷平
- ・10月22日(土)黒川、木村、宮川、鬼頭、須藤、片岡

関戸会長：市民活動団体との意見交換会について、11月11日(金)か18日(金)のどちらかでどうか。時間はいずれも午後7時。

谷平議員：11日は厚生・文教常任委員会の視察になるかも知れない。

- ・11月18日(金)午後7時と決定、対面方式

(3) 防災訓練について

関戸会長：議会としての参加は控えてほしいということであった。テントと簡易トイレの設置訓練という意見があったので、執行機関から借りて、10月か11月の本協議会の後でやりたい。

宮川議員：先程の全協で出てきたBCPの関係で、議会と行政との連携は必要。行政と正副議長とで調整していただけるとありがたい。

関戸会長：議長と調整しながら進める。

榊谷議員：いつやるのか。

関戸会長：10月か11月の議会基本条例推進協議会の終了後を想定。

須藤議員：なぜそれをやるのか意味がわからない。

鬼頭議員：本来はマンホールのある所で組み立てるものであるが、今回は防災訓練に参加できないので、ここで練習する。災害時に組み立てることが出来る人が多いほうがいいので、議会での訓練を大野議員が提案された。

黒川議員：現在仮設トイレは2種類ある。マンホールトイレでない仮設トイレのほうが多いが、時間も労力もかかる。マンホールトイレも覚えていく必要があるが、マンホールのある場所でないと意味がないので、ここでは一般的な仮設トイレの設置の仕方になるだろう。マンホールトイレは数も少ないと思うが。

(音声欠落)

関戸会長：調整して次回報告する。

(4) 陳情の取扱いについて

関戸会長：事務局にて調査してもらった。報告をお願いします。

議会事務局統括主査：会議規則にある陳情書の処理、これは標準会議規則にもある規定であり、全国一律の解釈の規定である。岩倉市議会と言うとこ

ろの第100条（陳情書の処理）「議長は、陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする」とある。7月20日の本協議会の中で議論があった。そこで第100条の解釈、岩倉市議会の現在の陳情書の処理の仕方というものを、全国市議会議長会に問い合わせたので、結果を報告する。

まずは100条の解釈と、現在の岩倉市議会の陳情、各常任委員会の審査の中で請願の様に取り扱うべしとして、常任委員会で採決をとり、その後本会議において議決をするという流れを説明した。議長会の回答として、全国的に陳情の取り扱いはまちまちである。岩倉市議会の様に送付する、いわゆる付託審査はない、とする市議会もあれば、議員への配付に留めるという議会もある。議長が別の定めによって採決している市議会もある。採決している市議会でも、陳情者が市内居住か市外居住かで取扱いを分けている議会もあるし、事務局に直接持参された陳情と、そうでない郵送等による陳情とで取扱いを分けている議会もあり、これは議長が別に定めたルールに則って行われている、とのこと。まず、岩倉市議会で、誤りと思われるところが2点あるということであった。1点目は、陳情自体が付託されていない。常任委員会で審査するのであれば付託が必ず必要になる。そうでなければその後の本会議において委員長報告を求めることが出来ない。よって、その付託行為がなされていない陳情の本会議での議決はおかしいと思われる。それから、限られた陳情のみを請願並みに取り扱っているところ、他の陳情も同様に請願並みに取り扱っているのであれば分かるが、例えば他の市議会の様に、持参された陳情は全て審査し、持参以外の郵送等は議員配付に留めるとか、また市内在住者からの陳情は審査の対象とするがそれ以外は対象としないといった、明確なルールに基づいた取扱いであれば分かるが、特定の陳情のみを請願並みに扱うという行為はおかしいのではないかと、という2点の指摘を受けた。

愛知県で陳情を審査している市議会があったので、運用方法を確認した。尾張地区は陳情を議員配付に留める所が多かったが、西三河地区で陳情を審査している市議会があることは知っていたので、再度3市議会の事務局に確認した。3市議会とも同じような取扱いをしており、請願・陳情を直近の定例会で取り扱う締切日があり、揃った時点で議会運営委員会において付託先を決定し、本会議で付託案件として各常任委員会に付託する。審査後、最終日の本会議で委員長報告し質疑、討論、採決し、議決しているという内容であった。どの段階で陳情が本会議に登場するのかというと、諸般の報告で請願・陳情を各議員に配る市議会もあれば、本会議場に付託表と共に請願文書表及び陳情等文書表が配られて初めて登場

するという議会もあるが、まずは審査のスタートは付託された後の常任委員会ということであった。

梶谷議員：問い合わせてもらった3市議会は、陳情も請願も最初から付託していたか。

議会事務局統括主査：3市議会とも同じ扱いをしているが、事務局に持参された陳情のみを審査し、それ以外の郵送等の陳情は議員に配付に留めるというルールがあり、持参された時点で、内容が誹謗中傷や市の事務からかけ離れているもの等は審査の対象外であるが、そうでないものを審査の対象とし、議会運営委員会が付託先を決定し、各委員会に割り振られる。

梶谷議員：岩倉市議会は郵送でも持参でも、陳情はすべて送付としているが、事務局に持参された陳情は、最初から付託するべきものとして扱っているのか。

議会事務局統括主査：議会運営委員会を通る。

(音声欠落)

議会事務局統括主査：大野議員の言うように、郵送等のものは全議員に配付するに留めるということである。ただ、憲法に保障されている請願、自治法や各条例規則にも載っている請願と、陳情を最終的に同じ取扱いになることに関して、全国市議会議長会も懸念していたが、運用は各市議会でまちまちだと。

宮川議員：請願・陳情に対する岩倉市議会のスタンスとして、市民からの政策提言として捉えており、内容によって市民福祉に寄与するものであれば、議論すべきとしてきた。100条にある「請願に適合するもの」とは、どの基準をもって請願としてみなすのか。陳情を請願として扱うならば、どこかのフィルターを通して付託せざるをえない。付託をするためのフィルターはどのような基準をもつのか、と発展的に考えればいいのでは。持参か郵送かと一律にラインを引くのではなく、内容を吟味する必要があると考える。その上で必要と判断したものを請願並みに扱う術を、ここで決めていけばいいと考えるがいかがか。

黒川議員：100条の解釈は意見が分かれるところかもしれない。岩倉市は取扱い要綱を定めている。第9条に陳情書の規定が、第10条に委員会に送付しない陳情書とある。提出された陳情書を議長がどう判断するか、ということになる。第10条に該当する取扱いの難しいものは外せばよく、それ以外は議会運営委員会に議長から取扱いを委ねる形になる。請願並みに扱うとなれば、請願の規定を準用することになり、付託となるが、第9条に付託は送付と読み替えるものとするところがあるから、今までは送付文書として扱ってきた。実質的に常任委員会に判断を委ねるのと同じこと。議

長、それでいいか。各常任委員会で、聞き置くとするか請願並みに扱うかを討議し、請願並みに扱うとなれば審査の手続きに入っていく、というのが今までのやり方だと考える。議長、いかがか。

(音声欠落)

宮川議員：請願も陳情も宛先は議長であるが、窓口は事務局。受け付けた陳情について議長個人の判断に委ねてしまうと、政治的な判断をする懸念も払拭できないため、議会運営委員会に諮り、複数人で判断するのが本来の筋ではないか。

片岡議員：議会運営委員会の委員長として、議会運営委員会のフィルターを通すのはいいと思うが、その根拠がない。100条は議長と書いてあるので、それをやるならば根拠を作らなければならない。請願並みに扱わないといけない陳情は、議会運営委員会のフィルターを通して付託をするべきである。今、付託していないことが問題であるから、付託するにはどうすればいいか。議会運営委員会での判断ができるようにしなければいけない。

宮川議員：議会運営委員会の委員長としては、明確にルール化しないと判断しかねるということか。

黒川議員：議会運営委員会の所管事項は法で定められている。1つは議会の運営に関する事項、2つめは議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、3つめは議会の諮問に関する事項。この3つの所管に関する事項に関する議案や請願等に関する審査又は調査を行うことができる。この請願等に陳情も含まれると解釈しないと、前に進まない。なぜこんなに混乱するかというと、平成24年に地方自治法の中で、議会運営委員会や常任委員会が審査する事項として陳情等という言葉があった。平成24年の改正によって、請願等に改正された。陳情という言葉が法律上一切出てこなくなった。取扱いがまちまちになった原因はそういったところにもあるかと考える。岩倉市の運用としては、議長が必要と判断して議会運営委員会に諮る、それは文言がなくても可能である。そういった解釈と運用で行ってきているとしていいのではないか。

片岡議員：その解釈で、陳情も付託できるということでもいいか。

黒川議員：当市議会の要綱上は、「付託」という文言は使えない。

片岡議員：付託ができないということになると、付託していないものを委員会が採決をとることが可能なのか。

水野議員：取扱い要綱の9条に、請願に関する規定を準用するとあるので、この要綱の7条、8条も準用されると考えられる。委員会審査や結果報告は、送付された陳情でもやらなければいけないということで、取扱い要綱

上は整合性がとれていると考える。ただ、法律上認められるかどうかの課題はある。

梅村議員：岩倉は送付されたものを付託と読み替えることになっているので、送付されていても付託と同じであるとの感覚で捉えられる。送付も審査し報告するとの決めごとをしている。

議会事務局統括主査：会議規則の中に請願の委員会付託という規定が、岩倉市で言うところの第96条にある。議長が主語の規定になっているが、100条の請願に適合するものは請願書の例により処理するといった、常任委員会での審査が必要なもの、今の話にある、これまで本会議で議決してきた類の陳情が該当すると思われるが、それを本会議で議決するための逃げ道的な規定がこの100条なので、陳情であってもこの100条をもって付託することができ、議会は常任委員会に審査させることができる、と全国市議会議長会からは言われている。

片岡議員：送付と付託が同じものという考え方になると、送付されたものを全部しっかり採決しなければならなくなる。陳情の内容によって変わってくるとなると、委員会が判断していいということか。

議会事務局統括主査：付託と送付の違いも議長会から教えてもらったが、あくまで常任委員会で審査させて、その後で結果を報告させるというものは付託。岩倉市議会では陳情は最終的に聞き置くという形になっているが、聞き置くというのが会議規則に載っているわけではなく、あくまで送付したものは何かしらの結論を求めているものではないから。従って付託と送付は違うものという解釈。

梅村議員：ということは、要綱にある第9条は間違っているという解釈をしなければならぬ。削除しないと。

大野議員：今までは事務局のシナリオにも書いてあった。請願並みに取り扱う場合。書いてあるから委員長はそれを使っているんだから。それが間違いとなると、また問題がおこる。今まで委員長はそれに基づいて委員から提案があったときに委員長が諮ってきた。原則、陳述人が陳述する時だけ請願並みに扱うか判断していた。基本的に議会運営委員会で、陳述人が来るものと、持参されたものだけを付託すると決め、それ以外は議員配付に留めるとか、ルールを決めたほうがいい。

梅村議員：議員配付に留めるルールは第10条で決めてある。

大野議員：今まで余程の内容以外は送付されている。

梅村議員：10条で取り決めがあるので、しっかり理解して今後、議会運営委員会で審査するということがいい。問題は、要綱の9条が間違いであるならば、付託と送付を読みかえられないのならば、厳密に付託をして委員

会で審査する方法を、一例を作り上げて、それでやれるかどうか議論したらどうか。

片岡議員：議会運営委員会で陳情を協議して、送付ではなく付託にふさわしい内容であると協議する流れを示すということか。

梅村議員：もう一つ前の段階で、付託したものしか委員会で審査ができない前提に立って、陳情書が提出されて委員会で審査するにはどのような手順を踏むのか、ということを決めてそれが可能か議論したらどうか。

堀議員：全ての条例、規則で執行機関側を「市長は」という主語で始めるが、それは個人を指すのではなく、執行機関を代表する市長を意味している。今回、「議長は」というのは議会という機関の代表として議長と書いてあると解釈すべきものもある。個人を指す場合もあるが。もう一つは「付託」という言葉で、準用で解釈しきれないのであれば、だれもが読み間違えない法規にしていけることはいいことである。ただ今回、市民に不利益が生じているわけではなく、岩倉市議会のルールで請願並みに扱って議論するのは良いことであり、解釈でやってきた。急いで会議規則改正や要綱改正をする必要は無い。改正するなら時間をかけるべきと考える。

木村議員：岩倉のやっていることは、議長会の言う議会によってまちまちな対応の一つであるから、特にとがめられることはないと考える。会議規則の100条の議長はという文言は、解釈によって読み替えられるものであるから変える必要は無い。9条の付託を送付と読み替えるものとする、という箇所が引っ掛かるのであれば、そこは変更して、議会運営委員会で諮ったうえで付託をするという決まりにすればいい。もう少し議論して、皆が納得する時間が必要ではないか。

関戸会長：今日結論をとというのではなく、皆が認識をすることが目的である。

片岡議員：今やっていることが悪い事ではなく、規則と照らし合わせると整合性がとれないということなので、会長と相談して、議長会にも聞きながら、修正したものを案としてお示ししたい。

関戸会長：素案を作成し、事務局とも相談しながら整合性のとれる形に変えていくように、進めていきたい。

堀議員：法令の解釈は、全国市議会議長会が握っているわけではなく、皆さんが握っているので、誤解のないように。

宮川議員：全国の標準会議規則と岩倉市の会議規則は同じものではない。全国市議会議長会の考え方は参考意見であって、最終的に決めるのは、議会の総意である。

(5) その他

(令和4年度財務常任委員会政策提言)

財務常任委員会委員長 水野議員：資料に基づき説明

木村議員：ここに出た意見を各常任委員会に振り分けることはあるか。

財務常任委員会委員長 水野議員：総務・産業常任委員会と厚生・文教常任委員会でも政策提言に向けてテーマの絞り込みをしているから、後から振り分けることは心苦しいが、結果としてそうなることもある。

(商工会との意見交換会)

総務・産業建設常任委員会委員長 井上議員：総務・産業建設常任委員会は商工会からの提案により意見交換会を行おうと考えていたが、先方の希望もあり、全議員を対象として10月12日(水)9時から10時半に意見交換会を開催したい。内容としてはコロナ禍で困っていること、ビジネスサポートセンターの運営状況、ふるさと納税の返礼品等、絞り込みながらテーマを決めて、参加できる議員で行いたい。

10 その他

次回、全員協議会開催日の午後1時30分